

保安規定変更に係る審査会合 におけるコメント対応(回答)について

(MSR-20-032)

2020年10月15日

三菱原子燃料株式会社

○ (10/6) 審査会合コメントに対し以下のとおり対応する

	コメント内容	対応概要
1	一般産業用工業品の調達管理を含めて品質管理基準規則とその解釈で明確となった事項（21項目）について具体的対応内容を説明のこと。	追加21項目に対して、保安規定及び保安品質保証計画書へ反映されていることを対比表を作成し確認する。
2	保安に関する職務、施設管理を含めて今回の保安規定の変更内容が、許可の申請書に記載した保安に関する内容と整合していることを説明のこと。	事業許可（本文及び添付資料）に記載されている保安の内容と保安規定の変更内容が整合性が取れていることを対比表を作成し確認する。
3	管理区域外に設置する安全機能を有する施設をもう一度洗いだして、今回対象外とした無停電電源装置、排風機ファンを含めて、特に管理が必要な施設に該当する設備を再選定した上で、保全区域として設定すべき区域を整理して説明のこと。	管理区域内の安全機能の一部が管理区域外に設置されている施設（設備）について、当該施設の機能を発揮するための補機も含めて洗い出し、設定すべき「保全区域」を再検討する。
4	設工認の記載事項が漏れなく抽出され、管理されていることを説明のこと。	設工認申請書（仕様表、機器名称対比表等）と保安規定別表との対比表を作成し反映すべき事項（機器名称変更、台数増減、核的制限値の変更等）を確認し、抜けがないよう管理する。

（詳細は次ページ以降）

○一般産業用工業品の調達管理を含めて品質管理基準規則とその解釈で明確となった事項（21項目）について具体的対応内容を説明のこと。

【具体的対応】（補足資料①参照）

「（補足資料①）品質管理基準規則追加21項目の保安規定及び保安品質保証計画書への反映について」のとおり、追加21項目それぞれに対して、保安規定及び保安品質計画書への反映状況を整理し確認を行なう。

【確認結果】

補足資料①のとおり、追加21項目については、保安規定及び保安品質保証計画書に反映されており、対応できていることを確認した。また、活動状況等として下位文書への反映状況も確認した。

なお、一般産業用工業品についての調達管理についての詳細は、保安二次文書において、次頁のとおり規定し運用されている。

●コメント1対応 (つづき)

一般産業用工業品に関しては、保安二次文書である「保安調達管理標準 (SQAS-17)」にて、以下のように“レベルI-2”と定め、調達要求部門又は技術要求責任部門において、最新のカタログ等により当該一般産業用工業品の仕様が、調達要求事項を満たしていることの確認を実施することとしている。

別表1 物品調達に関するグレード分け

		レベルI		レベルII 許認可/機能部材以外 一般購入レベル
		レベルI-1 許認可/機能部材 (汎用品・一般産業用工業品を除く)	レベルI-2 許認可/機能部材 (汎用品 一般産業用工業品 HEPA等消耗品含む)	
調達先の選定	会社の概要	○	—	—
	技術的能力	○	—	—
	品質保証体制	○ (注1)	—	—
調達時要求	調達要求事項	○	○	—
	検査要求	○	○ 例：検査成績書、ミルシート等	—
例		<ul style="list-style-type: none"> ・プレス機本体等耐震性の機能を担保しているもの。 ・製作物で溶接構造を有しているもの (溶接部の検査要求等) ・核的制限値を担保する機器構成部材 (寸法検査等の検査要求) 	材料証明 ・ 据え付けボルト 検査証明 ・ 熱電対等 ・ HEPAフィルター	<ul style="list-style-type: none"> ・機能部材でない単なるカバー等 ・ケーブル類 ・ファンベルト

○：必要

—：対象外

注1：保安上重要なポイントをMNFが確認する手順を定めて実施させることで、品質保証体制の確認を省略することができる。

○保安に関する職務、施設管理を含めて今回の保安規定の変更内容が許可の申請書に記載した保安に関する内容と整合していることを説明のこと。

【具体的対応】（補足資料②参照）

「（補足資料②）事業許可と保安規定の記載整理表」として、事業許可に記載した保安に関する内容（本文及び添付資料）と、保安規定の変更内容との整理表を作成し、整合しているか確認を行なう。

【確認結果】

事業許可に記載した保安に関する内容（本文及び添付資料）と、保安規定の変更内容については補足資料②のとおり整合していることを確認した。

●コメント3対応

○管理区域外に設置する安全機能を有する施設をもう一度洗い出して、今回対象外とした無停電電源装置、排風機ファンを含めて、特に管理が必要な施設に該当する設備を再選定した上で、保全区域として設定すべき区域を整理して説明のこと。

【具体的対応】（補足資料③参照）

「（補足資料③）保全区域の再検討結果」のとおり、事業許可から管理区域の外に設置される“安全機能を有する施設（設備）”を洗い出し、当該施設の機能を発揮するための補機も含め再検討する。

【検討結果】

現変更認可申請中の非常用ディーゼル発電機（燃料タンク、起動用バッテリー含む）に加え、無停電電源設備、放送設備、非常ベル設備、放射線監視設備、自動火災報知設備（受信盤）が対象施設として抽出され、これらが設置されるエリアを「保全区域」として設定することとした。
よって、これらを反映した上で**補正申請を行う**。

○設工認の記載事項が漏れなく抽出され、管理されていることを説明のこと。

【具体的対応】

設工認資料（仕様表、機器名称対比表等）と保安規定別表とを対比し、以下が確認できる一覧表を作成し、抜け漏れ、誤記等がないことを確認する。

- ◇設備・機器等名称の変更
- ◇設備・機器等の台数の増減（撤去・新設）
- ◇核的制限値等の管理内容の変更

その他、“保安規定に定める”と記載のある事項を抽出し、リスト化して反映漏れがなきよう管理する。

【確認結果】

今回の保安規定変更認可申請において反映している一次設工認の範囲については、施工済案件は反映されていることを確認した。

また、次回申請以降についても、上記【具体的対応】に記載したリスト等に、7次申請までの内容を網羅し、抜け漏れ、誤記等なきよう管理していく。



三菱原子燃料

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**